

徳島県告示第三百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社一華	名称	所在地	指定居宅サービス事業者	名称	所在地	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	停止の内容	停止の期間
	徳島市東吉野町二丁目 二九四 コーポクリ エイト一〇一号	ヘルパーステーション一華			徳島市東吉野町二丁目 二九四 コーポクリ エイト一〇一号				